

職員各位

社会福祉法人平成桔梗会 介護職員特定処遇改善計画について
2019（令和1）年10月から2020（令和1）年3月まで

1. 特定処遇改善加算による賃金改善の対象職員は、直接介護職員のみとし
経験、技能のある介護職員とそれ以外の介護職員に分けて支給する。

①経験、技能のある介護職員とは

介護福祉士の資格を有し、当法人又は他事業所を含め10年以上勤続する
介護職員であること。勤続10年以上を満たした介護職員は、順次賃金改善
の対象者とする。

②それ以外の介護職員とは

介護職勤続10年以下もしくは、介護福祉士の資格を有していない介護職
員を言う。

2. 特定処遇改善加算での賃金改善額について（予定計画）

介護職員特定処遇改善加算Ⅰを算定するが、この加算で得られる法人全体
の収入は月額45万円相当と見込まれる。

経験、技能のある職員は、月額換算で平均2万円程度の賃金改善行なう。
それ以外の介護職員は、月額換算で平均8千円程度の賃金改善を行なう。

3. 支給方法について

介護職員特定処遇改善加算による賃金支給は、一時金として2回に分けて
支給する。

以上

社会福祉法人平成桔梗会
理事長 花 城 実